

令和7年9月11日

姫路駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

番号	件名	納入（履行）場所	納期（履行期限）	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
54	非常用発電機保守点検	仕様書のとおり	8.3.31	7.9.11	7.9.25 10時30分	7.9.25 10時30分	なし	総品目総額決定

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70 契約機関名（担当）：陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊（濱尾）

電話番号：079-222-4001（内線347） FAX：079-222-4006 メールアドレス：ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書の内容に関する問い合わせ先：）姫路駐屯地業務隊 藤尾（内線384）

仕 様 書

1 役務件名

非常用発電機保守点検

2 役務場所

兵庫県姫路市峰南町1-70 陸上自衛隊姫路駐屯地

3 役務期間

契約締結日～令和8年3月31日

4 役務概要

- (1) 本役務は、点検及び測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講じ、所定の機能を維持し事故・故障等の未然防止に資することを目的とする。
- (2) 保守点検項目は「保守及び点検一覧表」のとおりである。

5 一般事項

(1) 総則

- ア 本仕様書は、陸上自衛隊姫路駐屯地における諸役務について、共通的な必要事項を規定する。
- イ 本役務の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、本仕様書国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種工事標準仕様書、防衛省装備施設本部制定各種共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書及び関係法令並びに官側の指示による。

(2) 適用範囲

本仕様書は、本役務に適用する。

(3) 役務工程

実施に先立ち、監督官と協議したのち工程表を作成し、監督官の承認後に実施する。

(4) 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、監督官の指示により行う。

この場合、請負金額の増減又は期間の延長はしない。

また、実施に当たって当然必要と思われる事項は、監督官の指示を請負業者の責任において実施するものとする。

(5) 疑義

仕様書、設計図書等に明記なき事項又はその内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の役務を一時中断し、官側の指示を受けた後、再開する。

(6) 材料

材料置場等は、監督官の指示した場所とする。

(7) 中間検査

役務完了後、外部から明視できなくなる箇所は、中間検査の有無を監督官に確認の上実施する。

(8) 電気、水道等の使用

役務に必要とする電気、水等は請負業者が準備するものとし、やむを得ず官側より使用する場合は、事前に監督官の承認を得てから使用し、官側の算定に基づき使用料を支払うものとする。

(9) 作業時間

ア 役務実施時間は、特記事項による。

特記事項に記載がない場合は、原則平日08:15～17:00とする。

なお、日時を変更する場合は事前に官側の承諾を受けること。

イ 役務工程の遅延回復、役務実施上の都合により、官側において作業時間の伸縮又は夜間作業の必要を認めた場合は、受注者はその指示に従うこと。

件名	非常用発電機保守点検	
種別	仕様書①	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	1/9

(10) 後片付け

役務終了に際して、役務現場の後片付け及び清掃を実施すること。

(11) 物品等の返納

貸与された設計図書等は、すべて完成検査合格後、官側に返納すること。

(12) 役務現場の管理

ア 役務場所への実施者、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り
火災、盗難、及びその他事故防止については、請負業者の責任でこれを管理すること。

イ 役務場所は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。

ウ 役務場所及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。

万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復するものとする。

(13) 安全管理

ア 役務実施者は、安全管理に万全を期すること。

イ 役務場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努めること

ウ 現場代理人は、常駐とする。

(14) 提出書類

受注者は、指定期日までに官側の指示する書式に基づき必要書類を提出すること。

(15) 役務写真

請負業者は、官側の指示に従い、役務材料、役務前・中・後、役務後、隠ぺいとなる箇所、主要な役務段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真（カラーサービス版）1部を工程順に役務写真帳A4版）に整理し、官側に提出する。

なお、材料は、搬入の都度、本役務に関わる全数量・規格が分かるように撮影すること。

(16) 完成検査

請負業者は、本仕様書の役務を完了した場合、速やかに官側の完成検査を受けるものとする。

なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。

その際、手直しに関する契約期間の延長はしないものとする。

6 特記事項

(1) 役務実施に伴う停電作業日は令和7年10月25日（土）を予定とし、時間については0900～1600の間とする。

また、点検および部品交換等は停電までに実施し、負荷運転時間は1時間程度とする。

(2) 保守点検に係る消耗品及び軽微な調整・修理掛かる費用は受注者の負担とする。

消耗品とは下記のとおりとする。

品名	規格	数量	備考
エンジンオイル	SAE10W-30以上	1式	コマツ(株)
オイルエレメント	カートリッジ	2個	
燃料フィルター	カートリッジ	3個	
クーラント	ロングライフクーラント	1式	
雑材等	ウエス・吸着シートシール材 ガasket・シール剤・洗浄液他	必要数	

件名	非常用発電機保守点検	
種別	仕様書②	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	2/9

保守及び点検一覧	
1. 発電機室	① 小動物が侵入する恐れのある開口部の有無を点検する。 ② 取扱者以外の者の立ち入り禁止措置が行われていることを確認する。 ③ 廃油処理が行われていることを確認する。 ④ 各設備、各機器、建築物等との保有距離が保たれていることを確認する。 ⑤ 点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことを確認する。
2. 本体基礎部	① 共通台板の取り付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を点検する。 ② 防振装置（防振ゴム、ばね及びストッパー）のひび割れ、変形、損傷及びたわみの異常の有無を点検する。 ③ 附属機器の取付け状態及び取付けボルトの点検を行う。 ④ 原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検する。また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検する。
3. 原動機	① 原動機の据付状況を点検する。 ② 各部の汚損、変形等の有無を点検する。 ③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことを確認する。 ④ クランクケース、過給機、燃料ポンプ、調速機等各部の潤滑油量が適正であることを確認する。 ⑤ 潤滑油の汚れ及び変質の有無を点検する。 ⑥ 機関のターニングにより、次の点検を行う。 ・各シリンダーの吸・排気弁の開閉時期及びバルブクリアランスの良否 ・燃料噴射ポンプの吐出開始時期の良否 ⑦ 燃料噴射弁の噴射圧力及び噴射状態の良否を点検する。 ⑧ 燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃を行い、フィルター本体及びエレメントに異常がないことを確認する ⑨ 過流式機関及び予燃焼室式機関は、予熱栓の発熱部の断線変形等の有無を点検する。 ⑩ 調速機（リンク系統及び電気系統）の作動状況を点検する

保守及び点検一覧	
4. 発電機	① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。 ② 発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する ③ 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無を点検する。 ④ ブラシレス発電機は、回転整流器、サージアブソーバ等の取り付け状態を点検する。 ⑤ 軸受等の潤滑状況の良否変質及び汚損の有無を点検する。 ⑥ 潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況をオイル試験紙等を用いて点検する。
5. 発電機 制御盤類	① 盤本体、扉、丁番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無を点検する。 ② 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷過熱、ほこりの付着、断線等の有無を点検する。 ③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無を点検する。 ④ 碍子類、その他支持物の腐食、損傷、変形等の有無を点検する。 ⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷の有無を点検する。 ⑥ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する
	① 制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。 ② 補機盤は次の点検を行う。 ・補機用電源スイッチ（始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等）の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。 ・補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転ができることを確認する。

件名	非常用発電機保守点検	
種別	保守及び点検一覧①	図番
	矩路駐屯地業務隊管理科	3/9

保守及び点検一覧

5. 発電機 制御盤類	盤内機器	<p>①自動電圧調整装置（AVR）の変形、損傷、腐食、ほこりの付着、過熱及び接触不良の有無を点検する。</p> <p>②真空遮断器は次の点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。また、動作回数を確認する。 ・制御回路の断線、端子接続部の緩み等の有無を点検する ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。 <p>③断路器は次の点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ・開閉器の入・切操作を行い、その良否を点検する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。
----------------	------	--

保守及び点検一覧

5. 発電機 制御盤類	盤内機器	<p>④計器用変圧器・変流器は次の点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する ・電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検する。 ・電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。 ・二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 <p>⑤負荷開閉器は次の点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・開閉器の入・切操作を行い、その良否を点検する。 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。
----------------	------	---

件名	非常用発電機保守点検	
種別	保守及び点検一覧②	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	4/9

保守及び点検一覧		
5. 発電機 制御盤類	盤内機器	<p>⑥ 低圧開閉器類は次の点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器外面の損傷、加熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・ 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ・ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・ 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を確認する。 ・ 配線用遮断器等の用途名称が正しいことを確認する。
6. 補機付 属装置類	蓄電池 装置	<p>蓄電池は次の点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。 ・ なお、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期を確認する。 ・ 封口部のはがれ、亀裂等の有無を点検する。 ・ 全セルについて電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断全線、腐食、変形等の有無を点検する。 ・ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ・ 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。 ・ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。 ・ 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。 ・ 浮動充電中の全セルの温度測定を行い、その良否を確認する。 ・ 上記項目のセル電圧の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後に均等充電を行う。 ・ 始動回転試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることを確認する。

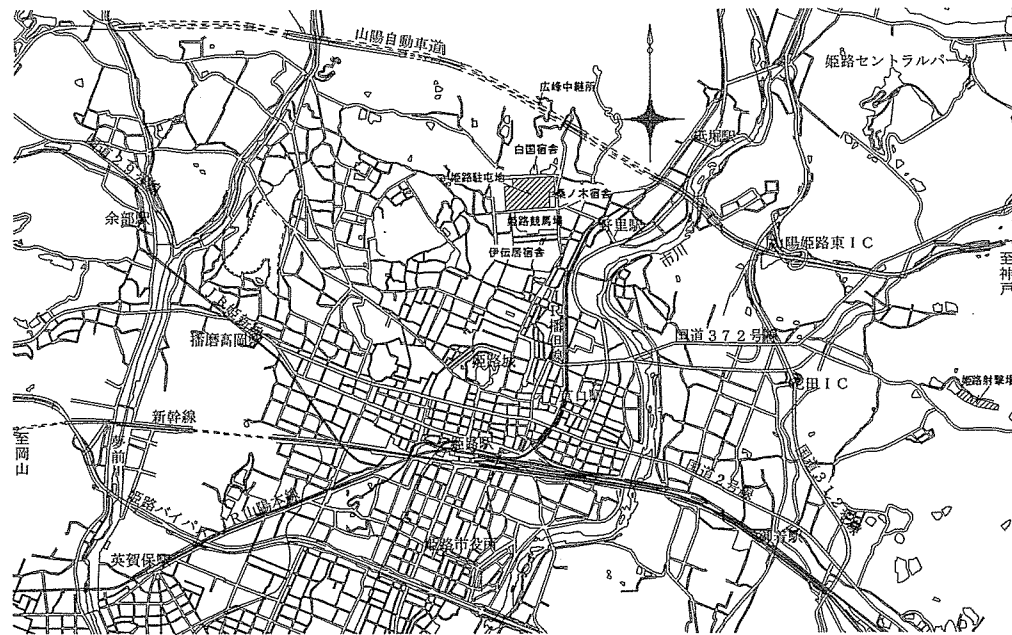
保守及び点検一覧		
6. 補機付 属装置類	燃料槽	<p>① 燃料タンクの貯油量を油面計により点検し、併せて油面計の動作の良否を点検する。</p> <p>② 燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付けボルトの異常の有無を点検する。</p> <p>③ 燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。</p> <p>④ 燃料タンクの燃料油の水分含有量について点検する。</p> <p>⑤ 地下燃料タンクのマンホール内のさびの有無を点検する。</p>
	ラジエータ	<p>① 本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無を点検する。</p> <p>② ラジエータコア外面の汚損の有無を点検する。</p> <p>③ 屋外のフード、金網、がらり等のさび、損傷、緩み等の有無を点検する。</p> <p>④ ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無を点検する。</p>
	換気装置	<p>① 給排気ファン等の据付状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異常音、異常振動等の有無を点検</p> <p>② 軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。</p>
	排気装置	<p>① 消音器は次の点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支持金具、緩衝装置等に損傷の有無を点検する。 ・ ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を除去する。 <p>② 排気ガス処理装置は次の点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 装置の変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無を点検する。 ・ 排気ガスを測定し、性能を確認する。 ・ 制御機器の作動の良否を確認する。

件名	非常用発電機保守点検	
種別	保守及び点検一覧③	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	5/9

保守及び点検一覧		
6. 補機付 属装置類	排気装置	<p>②排気管は次の点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離を確認する ・排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷並びに亀裂の有無を点検する。 ・排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及び亀裂の有無を点検する。また、排気伸縮管を配管途中に取り付けている場合は貫通部の排気管固定の取り付け状態を確認する。 ・室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否を点検する。
	各種配管	<p>①配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具に緩みが無いことを確認する。</p> <p>②配管の取付部及び接続部からの漏れの有無を点検し、バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。</p> <p>③原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無を点検する。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことを確認する。</p> <p>④温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることを確認する。</p> <p>⑤冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況を点検する。</p>
7. 接地抵抗		<p>①接地線の断線、腐食等の有無を点検する。</p> <p>②接地線接続部の取付け状態（ボルト・ナットの緩み、損傷等）を点検する。</p> <p>③各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否を確認する。</p>
8. 絶縁抵抗		<p>次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機関係 ・機器及び機側配線 ・電動機類
9. 運転機能	保護装置	保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることを確認する。

保守及び点検一覧		
9. 運転機能	試運転	<p>①始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度を測定する。</p> <p>②運転中、次の計器類の指示値が規定値内にあることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電圧 ・回転速度 ・各部圧力 ・周波数 ・各部温度 <p>③運転中に異常音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無を点検する。</p> <p>④保護装置の検出部を短絡又は動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認する</p> <p>⑤自動始動盤の停止スイッチ（復電と同じ状態）による停止試験を行う。ただし、自動停止ができないものは機側手動停止装置により行う。</p>
	実負荷 運転	<p>①発電機の定格出力の30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度 ・ディーゼル機関の潤滑油、冷却水、排気ガス並びに給気の圧力又は温度 ・原動機の回転速度 ・燃料消費量 ・振動（共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅） ・背圧測定（ディーゼル機関の排気出口部） <p>②発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、所定の温度上昇の範囲内にあることを確認する。</p> <p>③運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無を点検する。</p> <p>④運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無を点検</p> <p>⑤発電機停止後、電機子及び軸受の温度を測定する。</p>

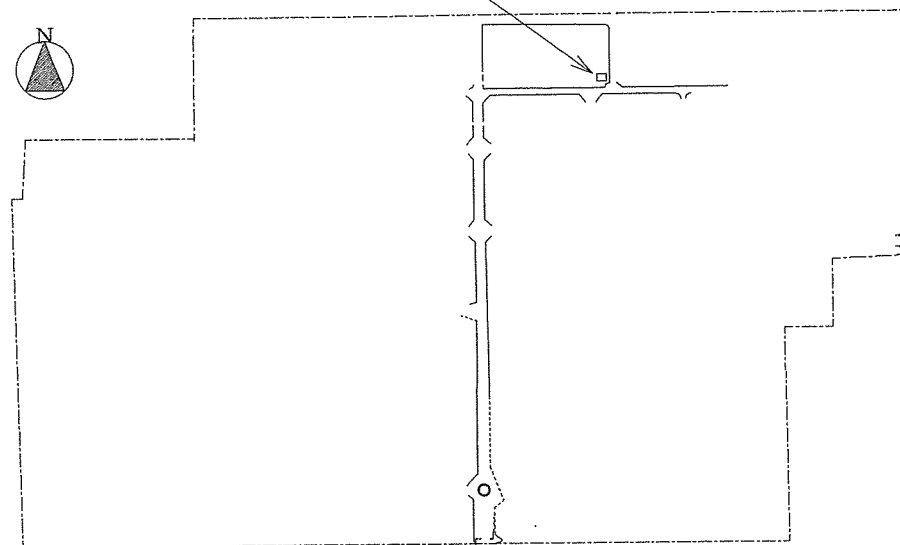
件名	非常用発電機保守点検	
種別	保守及び点検一覧④	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	6/9



案内図 S=1:100,000

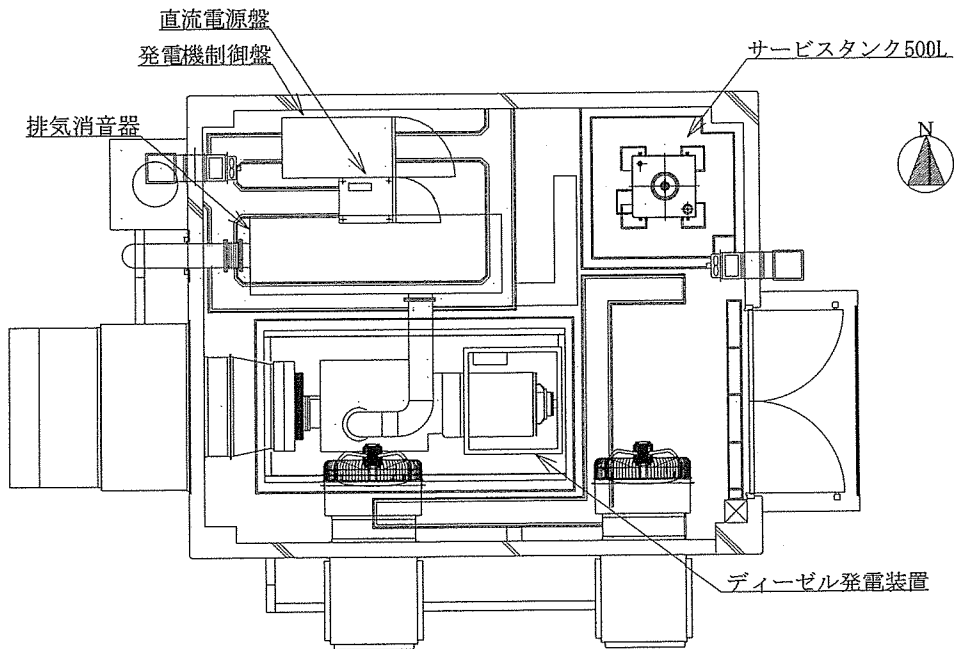


役務実施場所
非常用発電機室

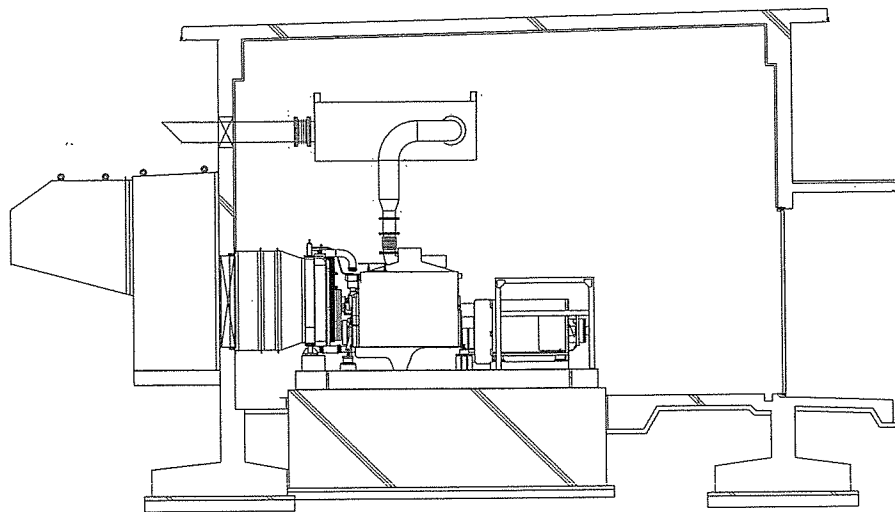


配置図 S=1:6,000

件名	非常用発電機保守点検	
種別	案内図・配置図	図番
	短路駐屯地業務隊管理科	7/9

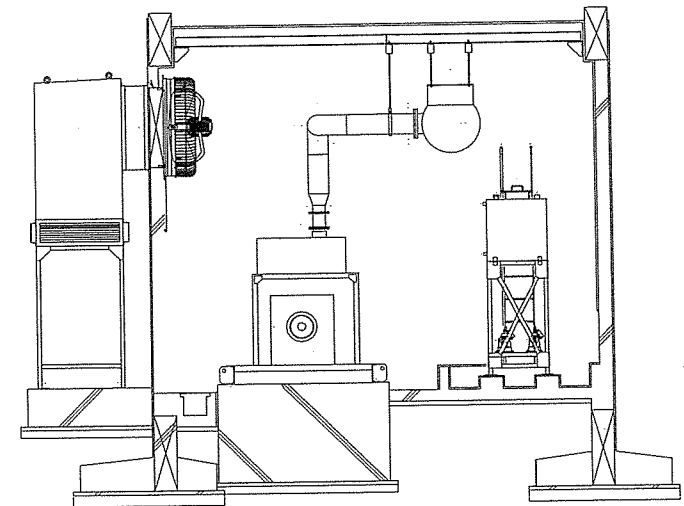


発電機室平面図 S=1/100



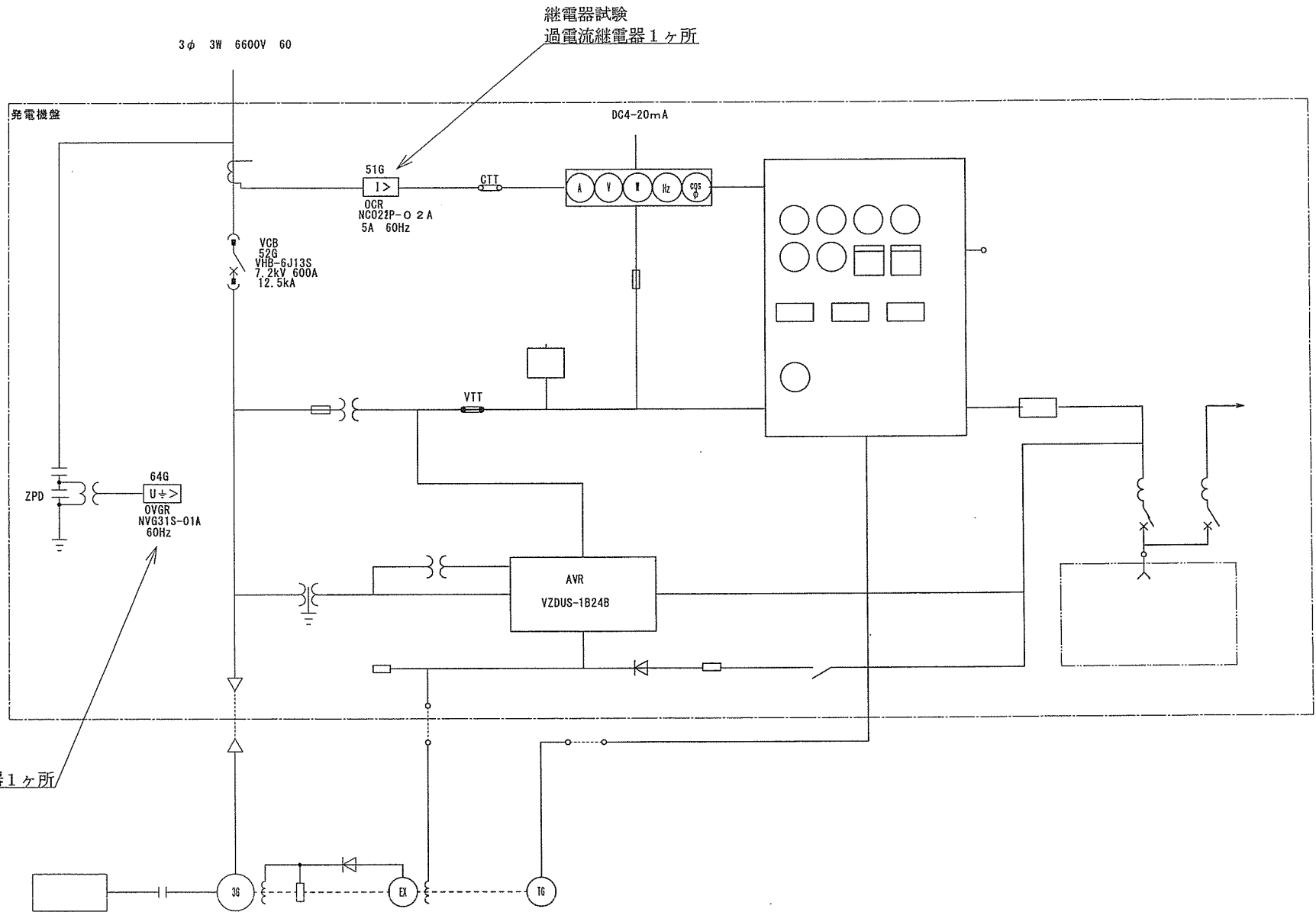
発電機室断面図 S=1/100

機器仕様		
記載事項	記載内容	
形式	非常用・オープン式(屋内)	
台数	1組	
装置型式	NPFH-625R	
発電機	製造者・型式	西芝電機 機 NTAKL-SEK
	電気方式	3相 3線 6,600V 60Hz
	定格容量	500KVA以上
	周波数、回転数	60Hz、1800min
力率	0.8	
原動機	製造者・型式	網小松製作所 SA6D170-B
	種別	ディーゼル機関
	定格出力	490KW以上
	始動方式	セルモータ
冷却方式	ラジエーター方式	
配電盤	形式	配電盤搭載形
	主遮断器種別	配線用遮断器
	制御方式	自動起動・自動停止・試運転
燃料	種類	軽油
	燃料小出槽	500L(発電機室に設置)
	主燃料槽	10,000L(地下埋設)
その他	騒音値	排気管出口から1mにて115dB(A)以下(低騒音型)
	機側配管配線	発電装置~燃料槽(給油口)に必要な制御配線を設ける。
	補機	オイルギヤポンプ(0.2KW) +00D7 2
		給油ボックス(屋外SUS製、油量計)



発電機室断面図 S=1/100

件名	非常用発電機保守点検	
種別	発電機室平面図・断面図	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	8/9



继电器試験
過電流继电器 1ヶ所

继电器試験
地絡過電圧继电器 1ヶ所

件名	非常用発電機保守点検	
種別	発電機室単線結線図	図番
	短路駐屯地業務隊管理科	9/9

